

別表第2-3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

指定場所	禁止行為	解除承認の基準
売場	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 消火器（能力単位がA-3、B-7以上とする。以下同じ。）を裸火使用場所ごとに付加設置すること。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口、階段等、危険物品、<u>易燃性の可燃物（注1）</u>、商品陳列部分等から<u>水平距離で5m以上離れていること（注2）</u>（<u>不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合（注3）</u>を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 裸火を使用する場所の壁及び天井は不燃材料で造り、次によること。ただし、最大消費熱量が12kw以下の簡易湯沸設備（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。）のみを使用する場合を除く。</p> <p>(ア) 売場に面する通行の用に供する開口部は、不燃材料で造った扉を設けること。</p> <p>(イ) (ア)を除く売場に面する開口部は、不燃材料で造られた天井から50cm以上の垂れ壁及び床から1m以上の腰壁を設けること。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)を除く売場に面する開口部は、不燃材料で防火上有効に遮断すること。ただし、1(5)の要件を満たす場合を除く。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は1個につき70kw以下であり、総消費量は同一解除承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して210kw以下であること。ただし、<u>自動消火装置（注4）</u>を設置した部分は合算しない。</p> <p>(イ) <u>ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置（注5）</u>が設置されていること（<u>カートリッジ式のもの（注6）</u>を除く。）</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>3 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場合は、不燃性の天蓋及びその排気筒が、屋外に通ずる様に設けられていること。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">危険物品持込み</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器を付加設置すること。 2 従業員等による監視体制が講じられていること。 3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で<u>6m以上</u>（注2）（危規則第44条第2項から第5項までの定めにより、表示について示されているものを貯蔵し、又は取り扱う場合は<u>3m以上</u>（注2））その他の危険物品については水平距離で<u>3m以上</u>（注2）離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 5 保管する場合は密栓、密閉、密封することとし、他の物品と隔離すること。 6 解除承認される範囲は、同一解除承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。 (3) マッチ 40kg未満であること。 (4) 可燃性ガス容器（<u>高压ガス保安法の適用を除外される液化ガス</u>（注7）に限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。 (5) がん具用煙火 <ol style="list-style-type: none"> a 「SFマーク（注8）」が付されているもの 総薬量5kgに相当する個数未満であること。 b 「SFマーク」が付されていないもの 総薬量5kgに相当する個数未満（SFマークが付されているがん具用煙火が混在する場合は合算する。）であり、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。 7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場合は、不燃性の天蓋及びその排気筒が、屋外に通ずる様に設けられていること。 				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通常顧客の出入りする部分（催事場等）（注9）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">喫煙</td> <td style="padding: 5px;">認めないものとする。</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">裸火使用</td> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (4) 出入口、階段等、危険物品、易燃性の可燃物、展示品陳列部分、客席等から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 2 火気使用設備器具等を使用するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、 </td> </tr> </table>	喫煙	認めないものとする。	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (4) 出入口、階段等、危険物品、易燃性の可燃物、展示品陳列部分、客席等から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 2 火気使用設備器具等を使用するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、
喫煙	認めないものとする。				
裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 共通事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 (2) 消火器を裸火使用場所ごとに付加設置すること。 (3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 (4) 出入口、階段等、危険物品、易燃性の可燃物、展示品陳列部分、客席等から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。 2 火気使用設備器具等を使用するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 (2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離が定められているものは、 				

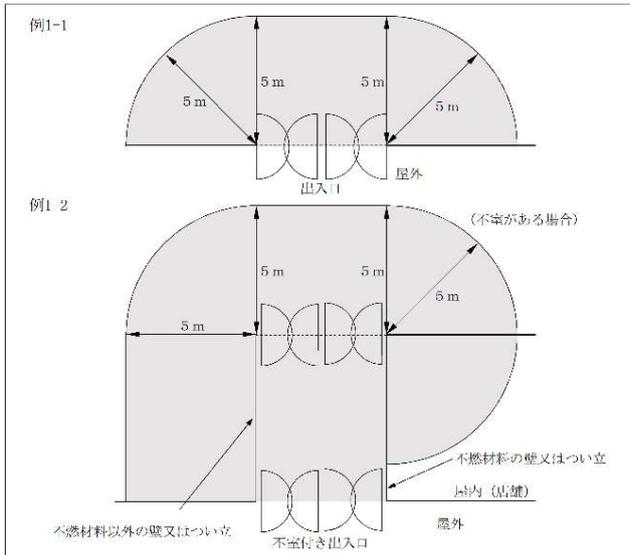
	<p>当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 消費量は1個につき70kw以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除承認単位内に存する売場における消費量と合算して210kw以下とすること。ただし、自動消火装置を設置した部分は合算しない。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除承認単位内に存する売場における使用量と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">危険物品持ち込み</p>	<p>1 消火器を付加設置すること。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上（危規則第44条第2項から第5項までの定めにより、表示について示されているものを貯蔵し、又は取り扱う場合は3m以上）、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓、密閉、密封することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除承認される範囲は、同一解除承認単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) マッチ 40kg未満であること。</p> <p>(4) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(5) がん具用煙火 a 「SFマーク」が付されているもの 総薬量5kgに相当する個数未満であること。 b 「SFマーク」が付されていないもの 総薬量5kgに相当する個数未満（SFマークが付されているがん具用煙火が混在する場合は合算する。）であり、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離すること。</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>

(兼営事業部分(注10)) 通常顧客の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部裸火使用の項1及び2によること。
	危険物品 持込み	通常顧客の出入りする部分(催事場等)の部危険物品持込みの項1から6までによること。

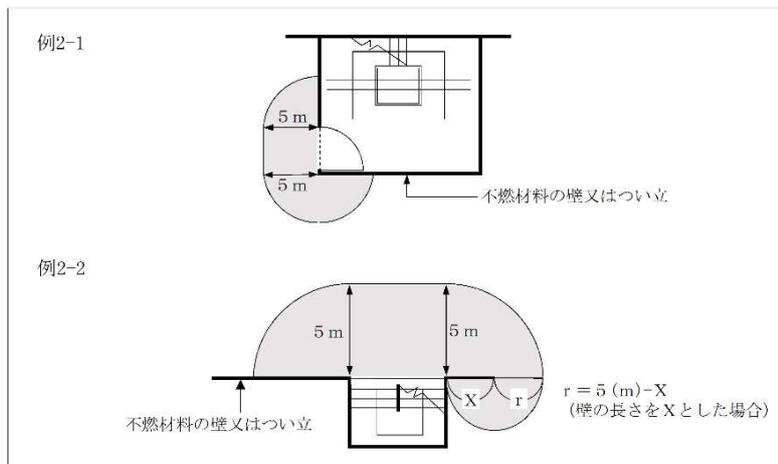
注1「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等の着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。

注2「水平距離で〇m以上離れていること」とは次によること(裸火使用に伴う「危険物品からの距離」については、加工場等で使用する調理用油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合にあっては適用しないこと)。

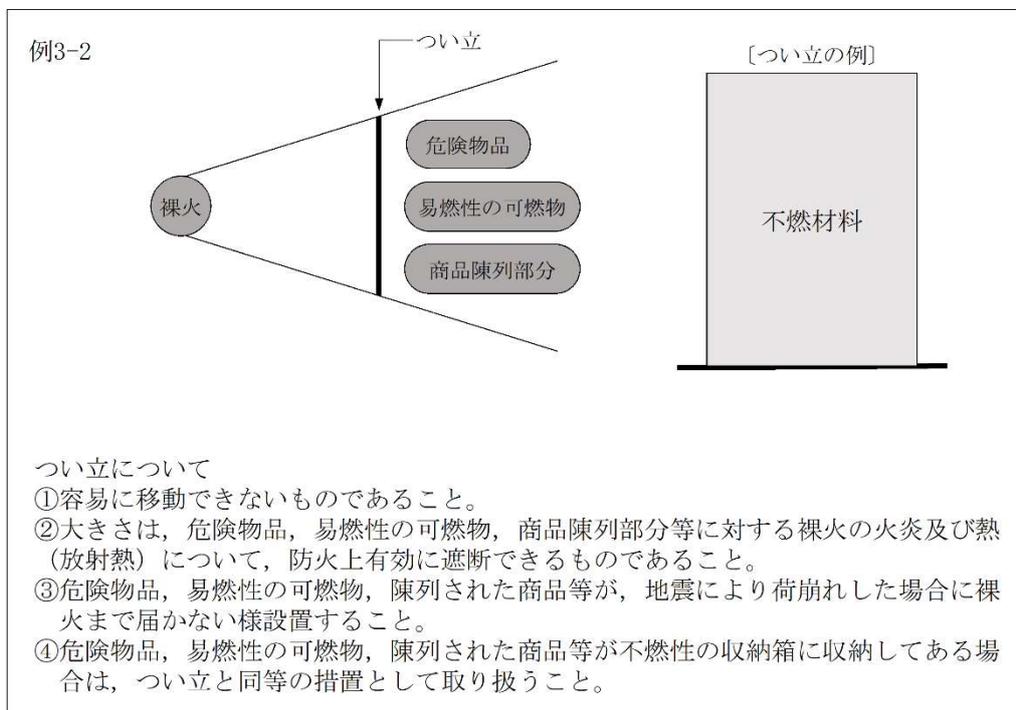
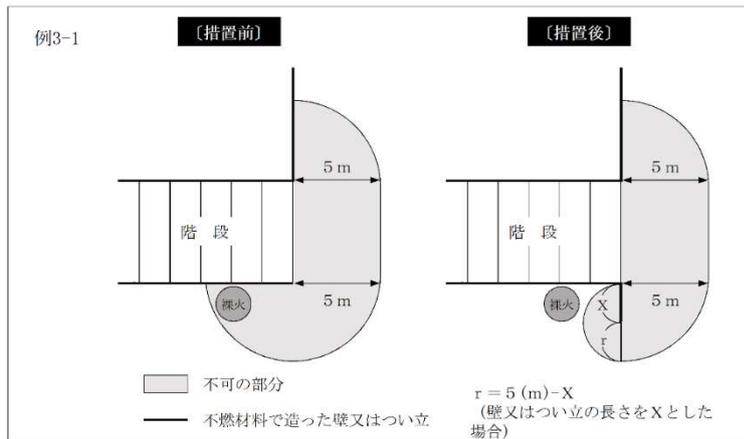
例1 裸火使用に伴う、出入口からの離隔距離



例2 裸火使用に伴う、階段等(階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう)からの離隔距離



注3「不燃材料で造った壁、つい立等で防火上有効に遮断した場合」とは次によること。



注4「自動消火装置」とは、フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用の簡易自動消火装置で、消火剤、放射ノズル、配管、感知器、警報器及びその附属設備により構成されたもので、平成5年12月10日付け消防予第331号消防庁通知にて示された「フード等簡易自動消火装置の性能及び設置基準」に適合するものをいう。

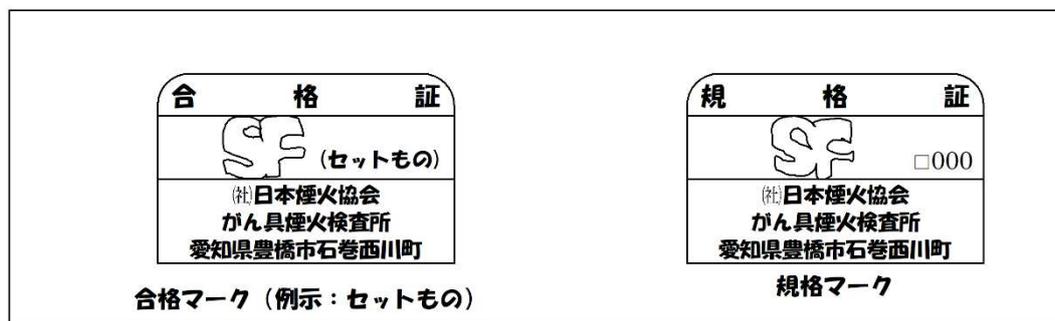
注5「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれること。この場合、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下同じ。）第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されていること又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。

注6「カートリッジ式のもの」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に規定する液化ガスを使用するカートリッジ式の機器をいうものであること。

注7「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法施行令第2条第3項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスのことをいう。

注 8 「SF マーク」とは、公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の標示のことをいう。

例 SF マーク



注 9 「催事場等」とは、運用基準 5(3)イ (ア) から (オ) b までのものをいう。

注 10 「兼営事業部分」とは、運用基準 5(3)イ (オ) c をいう。